

県営土地改良事業計画変更概要書（東三階地区）

令和7年9月5日

農林水産課

土地改良事業計画（変更）概要書

※（ ）書きは変更前

第1章 目的（変更なし）

昭和34年から37年の積寒土地改良事業により一筆区画が10aに整理されているが、用排水路の老朽化が著しく維持管理に苦慮している状況である。また、農地は湿田であり農道も狭いため大型機械の導入が出来ず、農作業に多大な労力を費やしている状況である。

そこで、農業生産基盤を整備し、農地の流動化を促進し、大型機械の導入を進め、生産コストの低減を図り、農業経営の安定を目指す。

第2章 地域の所在及び現況（変更なし）

1) 地域の所在及び地形

本地区は、七尾市中心部から西へ約6kmに位置し、2級河川二宮川の右岸に広がる中山間農業地域であり、水稻単作を中心とした農業が展開されている。

2) 土質及び土壌

土性は、表土、次層共に強粘質土で、作土直下からグライ層である。また、堆積様式は水積で、母材は固結火成岩・水成岩よりなっている。

3) 気象

北陸型	12月上旬～3月中旬積雪
年平均気温	13.5℃
年平均降水量	2,100.4mm

4) 水利状況

用水 本地区の用水源は頭首工とため池、さく井で、開水路により自然流下で灌漑している。

排水 地区内の排水路（七尾市準用河川）へ自然排水で排水している。

5) 営農状況

基幹作物は水稻で、認定農業者は2者存在し、その他は小規模農家が営農を行っている。農業基盤整備に伴い、認定農業者が1者追加となり計3者により農地集積を促進し、低コスト農業を実現することで、地域水田農業の振興を図る。

第3章 基本計画（変更なし）

ほ場整備

15.8ha

整地工

区画

100a区画（100×100）

50a区画（100×50）

30a区画（100×30）

表土扱い

土壌肥培管理

用水路工

河川からの取水による圧送パイプライン方式で対応する。

排水路工

フリーフォームで整備し地区勾配を利用した自然流下方式で対応する。

道路工

既設舗装道路のほか、幅員が不足する路線は砂利舗装で対応する。

暗渠排水工

一区画ごとに暗渠排水を行う。

第4章 工事又は管理の要領（変更なし）

工事は県営事業で全て請負施工とし、令和4年度～令和9年度の6年間で施行する。

また、本事業により、新設又は更新された土地改良施設の維持管理は七尾市が行うものとする。

第5章 換地計画の要領（変更なし）

地積の基準 換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画確定の日の土地登記簿地積とする。

ただし、確定換地設計基準作成時までに、各人により地積更正登記がされた場合にはその地積とする。

土地評価方式 評価委員を選出し、自然的、利用条件等を基本にした、標準値比準方式を採用する。また、従前と換地の評価額については、後日委員会において検討協議の上決定する。

清算方式 比例地積清算方式

換地

- ・換地委員を選出し、集団化を図る。
- ・2団地を目標に換地する。

第6章 費用の概算

総事業費	610,500,000 円
	(542,000,000)
うち工事費	569,000,000 円
	(505,000,000)
うち工事雑費・地方事務費	41,500,000 円
	(37,000,000)

第7章 効用

作物生産効果	217,581,000 円
	(145,256,000)
営農経費節減効果	322,059,000 円
	(238,256,000)
維持管理費節減効果	▲61,776,000 円
	(▲25,548,000)
災害防止に関する効果	352,012,000 円
	(283,112,000)

農業労働環境改善効果	98,897,000	円
	(87,457,000)	
景観・環境保全効果	3,900,000	円
	(—)	
国産農産物安定供給効果	45,542,000	円
	(20,582,000)	
総便益額	978,215,000	円
	(749,115,000)	

$$\begin{array}{rcl}
 & 978,215,000 & \\
 \text{総費用総便益比} & \frac{(749,115,000)}{800,795,000} & = 1.22 \\
 & & (1.23) \\
 & (608,310,000) & \\
 & \text{(経済効果算定基準年：令和2年度)} &
 \end{array}$$

第8章 他の事業との関係（変更なし）

特になし

第9章 計画概要図

別紙のとおり

第10章 環境との調和への配慮（変更なし）

水路などを利用し生物の生息可能空間の保全に努める。

土地改良施設の予定管理方法（変更なし）

1. 管理者

農業用施設は七尾市が譲与を受け、地元集落及び生産組合その他関係する組織等が維持管理を行う。

2. 管理すべき施設の種類

県営ほ場整備事業施行により生じる土地改良施設。

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

（１）工事完了後引継をし、管理者が維持管理する。

（２）水害、損壊その他当該土地改良施設の管理に支障のある事故が発生した時は、直ちに当該施設の保全のため必要な措置を講じる。

4. 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

地元集落、生産組合、その他関係組織において、各団体・組織が協力して各予算に補修等に必要な維持管理費などの経費を計上する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

土地改良施設の管理については、石川県土地改良施設の管理及び処分に関する規則並びに石川県土地改良施設の管理及び処分に関する要綱に定めるところによる。

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準書

1 事業費の負担区分の予定額

(1) 総事業費の予定額 610,500,000 円

(542,000,000) 円

(2) 負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		比 率	
	工 事 費	工事雑費 事務費	工事費	工事雑費 事務費
国庫負担	312,950 (277,750)	0	55	0
県費負担	170,700 (151,500)	41,500 (37,000)	30	100
地元負担	85,350 (75,750)	0	15	0
計	569,000 (505,000)	41,500 (37,000)	100	100

2. 地元負担予定額

(1) 地元負担予定総額 85,350,000 円

(75,750,000) 円

(2) 地元負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		備 考
	工 事 費	工事雑費 事務費	
七 尾 市	56,900 (50,500)	0	事業費の10%
受 益 者	28,450 (25,250)	0	事業費の 5%
計	85,350 (75,750)	0	

3. 県営土地改良事業分担金徴収方法（変更なし）

七尾市が土地改良法第91条第2項の規定により負担し、同条第3項の規定に基づき、地方自治法第224条の分担金として、七尾市が土地改良法第3条に規定する資格者から徴収する。

また、土地改良法第91条第6項の規定により負担する。

土地改良区（土地改良区連合）を設立すべきことを記載した書面
(変更なし)

今回、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業（面的集積型））の施行申請を行う、東三階地区については、当該事業の分担金の負担団体及び土地改良施設の管理団体につき、第一義的に七尾市があたるので、新たに土地改良法に定める土地改良区の設立は行わない。

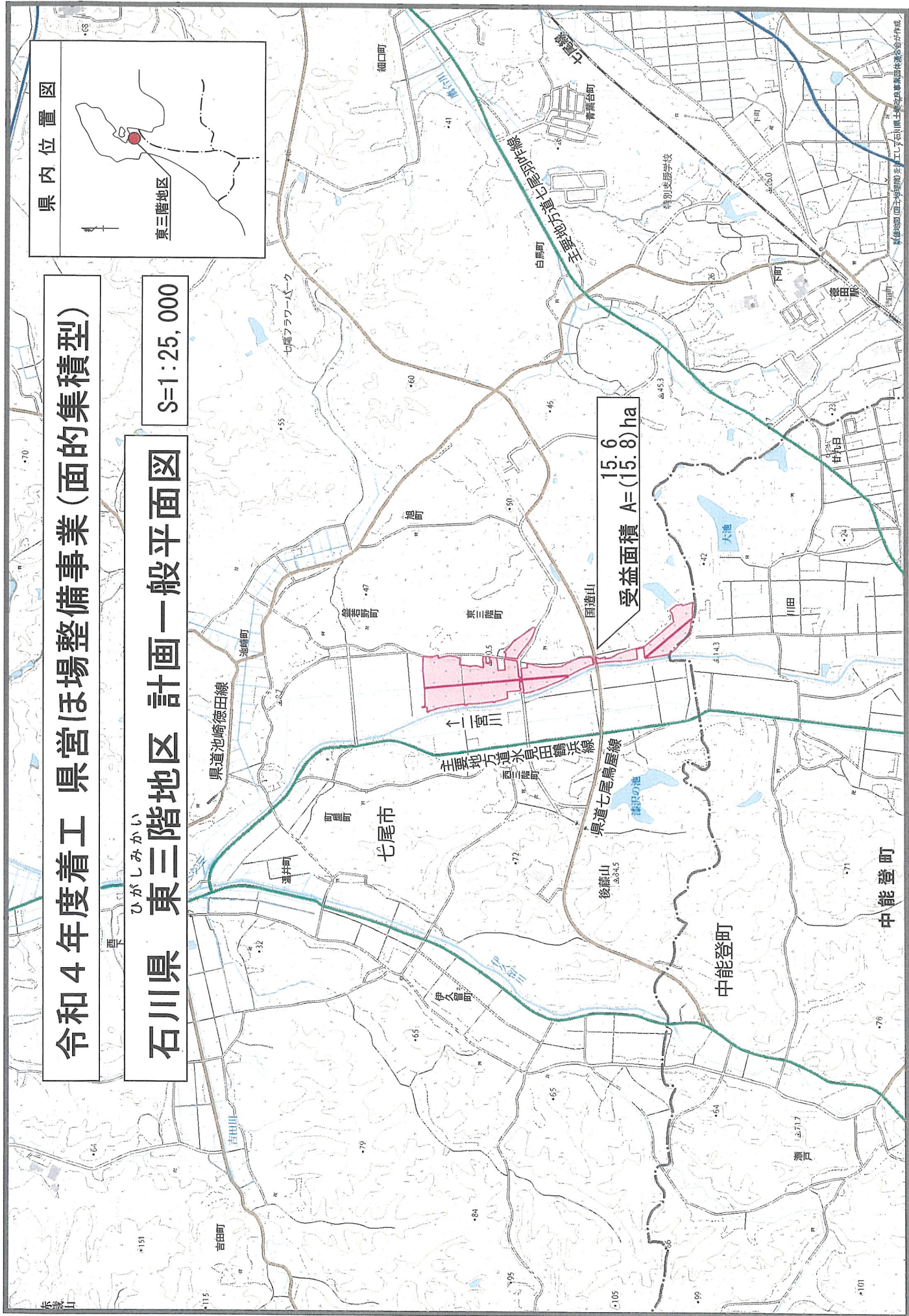
令和4年度着工 県営ほ場整備事業(面的集積型)

石川県 東三階地区 計画一般平面図

ひがしみかい

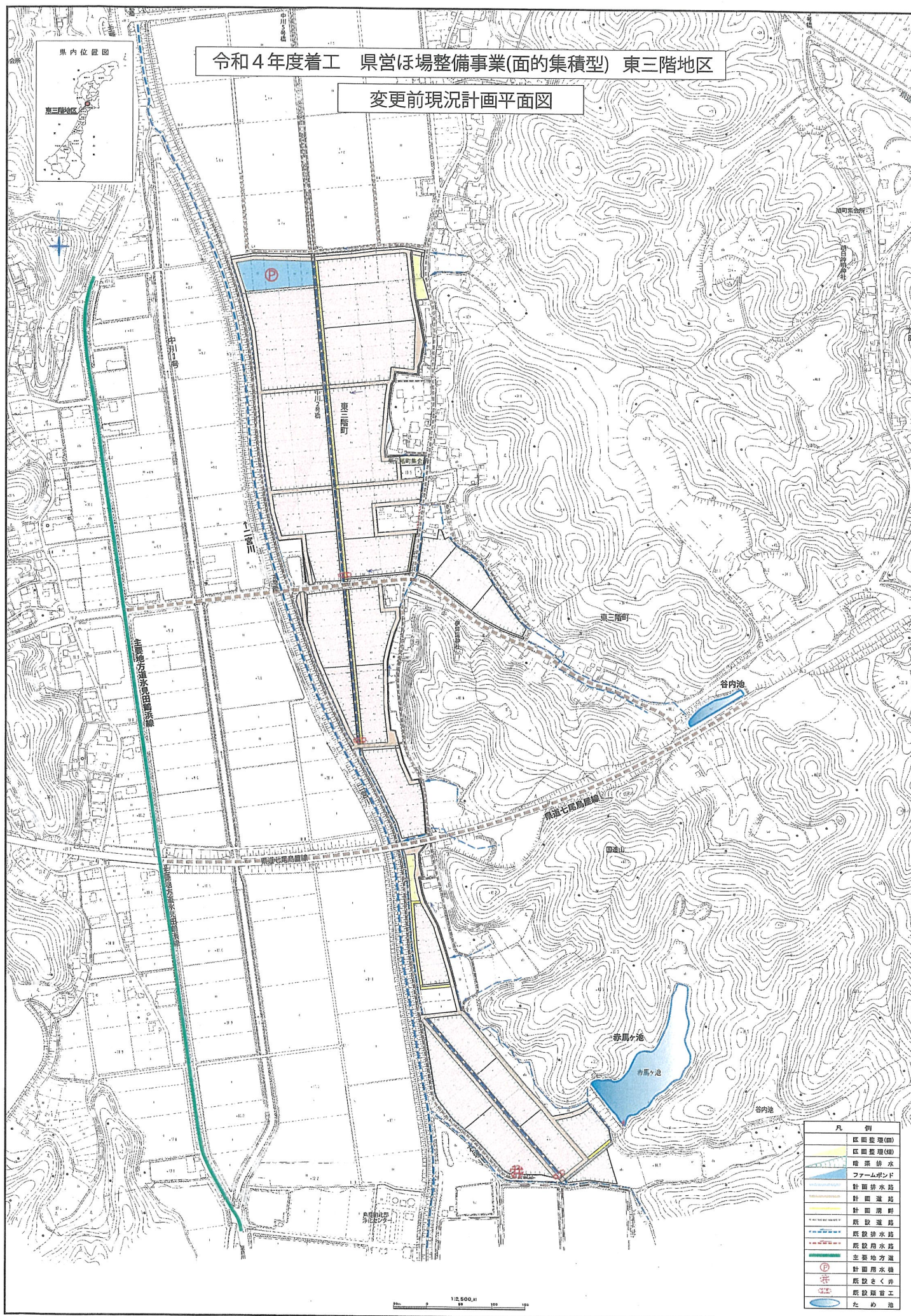
S=1:25,000

県内位置図

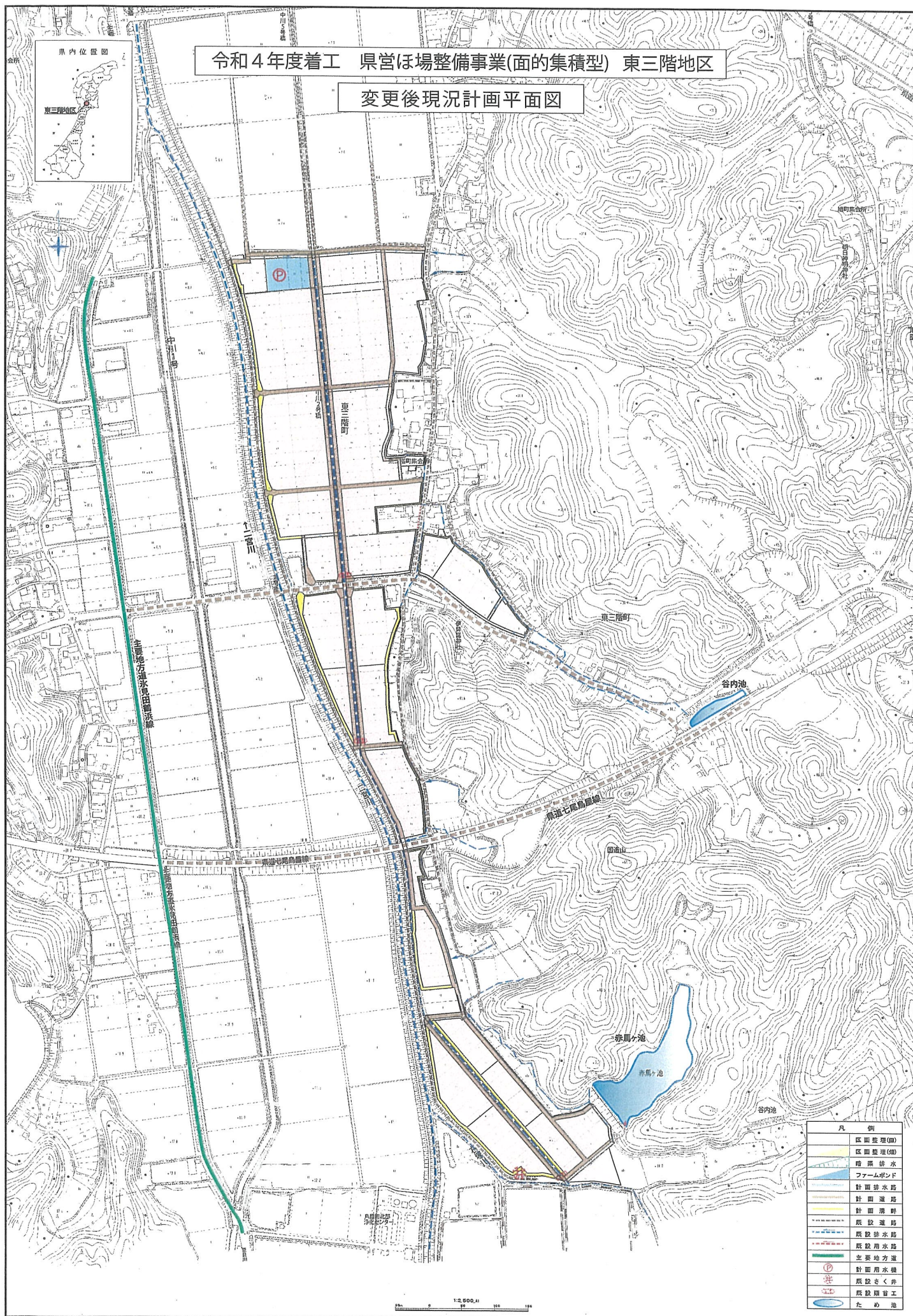


令和4年度着工 県営ほ場整備事業(面的集積型) 東三階地区

変更前現況計画平面図

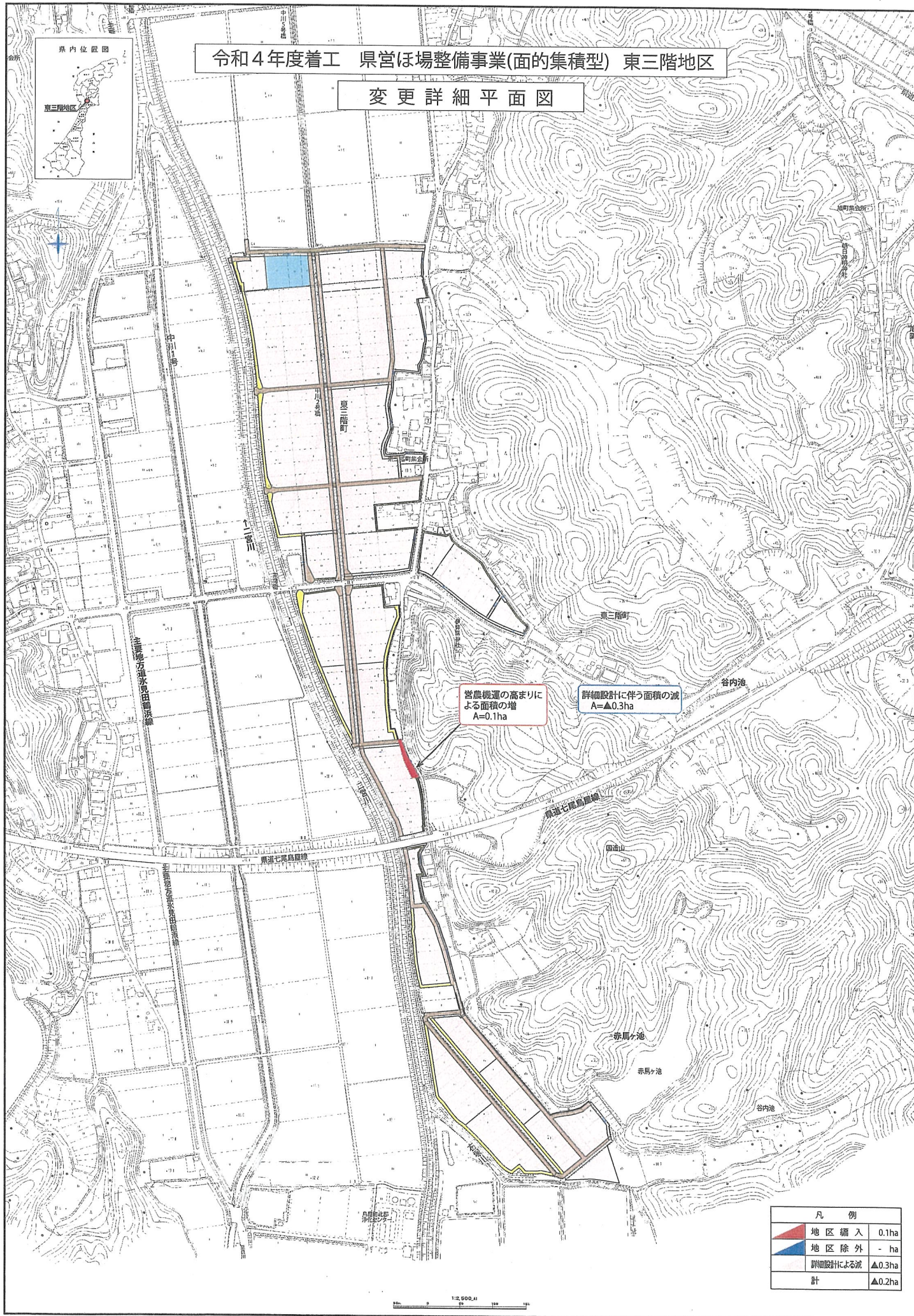


變更後現況計畫平面図



令和4年度着工 県営ほ場整備事業(面的集積型) 東三階地区

變更詳細平面図



令和4年度着工 県営ほ場整備事業(面的集積型) 東三階地区

変更詳細平面図

事業量・工法変更

工 用水機场上屋について
・直接基礎から杭基礎となったことによる増
・木材単価の見積精査による増

事 用地補償費
電柱移設に伴う変更増
■ N=4箇所

事 道路工
詳細設計による
配置変更に伴う増

工 埋蔵文化財の保護盛土の増
V=5,400m³

事 用水路工
詳細設計による区画割の変更、
配置変更に伴う減
L=▲207m

事 排水路工
詳細設計による
配置変更に伴う増
L=260m

事 用地補償費
上水道移設に伴う変更増
L=40m

事 暗渠排水
地区編入に伴う面積の増
A=0.1ha

事 暗渠排水
詳細設計に伴う面積の減
A=0.3ha

事 実施詳細設計による事業量変更

	道路工	用水路工	排水路工	暗渠排水
事業量増	L= 360 m	L= m	L= 260 m	A= 0.1 ha
事業量減	L= m	L=▲207m	L= m	A=▲0.3 ha